平成２３年（フ）第２５号
北海道根室市駒場町１丁目34番地
債務者　六本木美保
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２６号
北海道根室市駒場町２丁目４番地47
債務者　齊藤　　靖
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第２７号
北海道根室市光洋町４丁目38番地４　光洋団地３－１号棟207号
債務者　梅井　重則
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第９６号
愛知県刈谷市小垣江町水附45番地３　リバティーヒルズ柘植１Ｅ号
債務者　江嶋　龍治
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
愛知県岡崎市柱５丁目２番地３　タウニィ石原Ｄ―102
債務者　谷山　正広
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時55分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
愛知県岡崎市上和田町字ヒソ畑25番地　ハイカムールエリアＢ―102
債務者　山田　浩和
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
東京都八王子市片倉町1179番地１コウジィーコートＣ202号
債務者　白井　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９２０号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港８号棟303号室
債務者　片見　則彦
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４５号
横浜市瀬谷区二ツ橋町151番地３　アーバンハイツ三ツ境206
債務者　篠原ゆかり（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４８号
神奈川県大和市柳橋５丁目14番地６
債務者　原　　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５２号
横浜市南区大岡１丁目17番24号　ビレッジコート大岡201
債務者　池田　正男
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５５号
横浜市戸塚区前田町520番地３　信幸工務店前田寮１号
債務者　前川　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７０号
横浜市港南区港南２丁目20番34号　レオパレス港南中央205
債務者　宮崎　一秀
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８号
栃木県足利市中川町3636番地29、従前の住所
栃木県足利市福富町1279番地９
債務者　大場　文彦
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１１８号
静岡県浜松市中区領家２丁目21番20号
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３９５号
大阪府八尾市山本町北６丁目９番２―410号
債務者　古金　信一
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時
大阪地方裁判所第６民事部